

## 木津川市立放課後児童クラブ指定管理者募集要項

### 1 募集の趣旨・概要

本市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の運営については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号）を踏まえて木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月 1 日木津川市条例第 26 号）に基づき、こどもの健全な育成と遊び及び生活の支援を行っており、本市では 13 小学校区において民設民営の児童クラブを除き、公設公営の児童クラブは 13 児童クラブ（15 施設）を配置しています。

本市においては、「第 3 期木津川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、官民連携した保育の提供体制を確保していますが、共働きの増加や就労形態の多様化等就労環境の変化を背景とする留守家庭児童の増加に伴って増え続ける保護者の利用ニーズに適確に応えるため、市が直接運営を行っている 13 児童クラブ（15 施設）について、指定管理者制度を導入することにより、児童へのサービス充実を図るとともに、安定的かつ継続的な運営体制を確保することとします。

公立児童クラブの指定管理者による運営により、事業者が有する専門性と運営ノウハウ等を活用し、子育て支援の充実と児童の健全育成の質の向上を図り事業者の柔軟な発想を取り入れながら児童に対する遊びや生活の指導に加え、多様な保護者ニーズをとらえた体験・活動等の実践をとおり「こどもたちの笑顔を未来へ」に相応しい運営の充実を図ります。

なお、指定管理者となる事業者は公募とし、3 年間の指定管理期間で書類審査及びヒアリングを行い選考することとします。

### 2 施設の概要

#### （1）名称及び所在地（13 児童クラブ）

※ 「木津川市立放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）別表 1 「名称・所在地、単位数及び児童数」に記載の 13 児童クラブ（15 施設）について、一括で指定管理者を募集します。

#### （2）機能概要

各児童クラブ施設は、学校空き教室や学校敷地内に設置しています。各施設にはそれぞれ遊戯室・学習室等があります。

※構造、延床面積等については、業務仕様書別表 2 「公立放課後児童クラブ施設一覧」を参照してください。

### 3 施設管理に関する条例等

木津川市放課後児童クラブ条例

木津川市放課後児童クラブ条例施行規則

木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 4 指定管理期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日（3年間）

#### 5 指定管理者候補者選定のスケジュール

##### （1）スケジュール一覧

項目	時期
公告	令和8年6月3日（水）
現地見学会	令和8年6月10日（水）
質問書の提出	令和8年6月17日（水）
質問回答	令和8年6月24日（水）
申請書類の提出	令和8年7月17日（金）
市指定管理者選定委員会（プレゼンテーション）	令和8年7月31日（金）
指定管理者候補者の決定	令和8年8月上旬

##### （2）現地見学会

日時：令和8年6月10日（水）

参加申込：現地見学会参加申込書（様式9）を、電子メールで送付してください。

提出期限：令和8年6月8日（月）12時まで

参加人数：2人以内

※現地見学会の時間及び集合場所については、参加申込の状況を踏まえ、申込者に別途通知します。

##### （3）募集要項に関する質問の受付

受付期限：令和8年6月17日（水）12時まで

受付方法：質疑事項提出書（様式10）を、電子メールで送付してください。

##### （4）募集要項に関する質問の回答

募集要項に関する質問と回答について、市ホームページで回答します。

##### （5）申請書類の受付

提出期限：令和8年7月17日（金）16時30分必着

提出方法：持参、郵送のいずれかで提出してください。

提出先：木津川市こども未来部こども未来課

##### （6）指定管理者選定委員会の開催

① 申請者によるプレゼンテーション

② 選定委員による質疑及び評価項目に対する採点

※ 日程は、変更になる場合があります。詳細が決まり次第通知します。

※ 会議は、原則非公開とします。

##### （7）指定管理者候補者の決定及び公表

選定結果は、申請書類を提出した応募者に令和8年8月上旬を目途に通知します。

また、選定結果は市ホームページで公表します。

## 6 指定管理者の業務

指定管理者は、所定の業務を行うにあたり、指定管理者の創意工夫による管理運営を要求するとともに、質の高いサービスの提供や多様なニーズへの対応、効率的かつ効果的な事業運営を図ることとします。詳細は、「業務仕様書」を参照してください。

## 7 申請資格

次の資格要件に該当しない者は、応募することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消された者にあつては、その取消しの日から 3 年を経過している者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 納付すべき税金等を滞納していない者であること。
- (5) 本市指定管理者選定委員会の委員が、当該申請者の役員等をしていない者であること。
- (6) 応募者の代表者及び役員その他これらに準ずる地位にある者が、地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）、第 142 条（首長の兼業禁止）、第 166 条（副市長の兼業禁止）、第 180 条の 5 第 6 項（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に該当しない者であること。
- (7) 木津川市暴力団排除条例（平成 24 年木津川市条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していない者であること。
- (9) 役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していない者であること。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していない者であること。
- (11) 応募者の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 8 申請書類

次の書類を提出してください。なお、申請書類は、パンフレット等を除き、可能な限り A 4 縦にそろえ、ホチキス止め、糊付けなどはせずにダブルクリップ等で挟んで提出してください。また、各様式とも要点が簡潔に分かるように作成してください。

※副本については、法人等の名称が特定できる内容（法人名、代表者名、住所、ロゴ及び推測できる情報を含む。）を全て黒塗り又は空欄とし、法人等の名称を特定できないようにしてください。

提出書類		提出部数	備考
公の施設の指定管理者指定申請書		正本 1 部	様式 1
団体に係る書類		—	—
a	団体の概要	正本 1 部、副本 14 部	様式 2 又は任意様式
b	誓約書兼同意書	正本 1 部	様式 3
c	定款、寄附行為、規約等（法人以外の団体にあつてはこれらに類する書類）	正本 1 部	任意様式
d	名簿（役員等一覧表）	正本 1 部	様式 4
e	登記簿謄本（法人の場合。発行日から 3 か月以内のもの）	正本 1 部	—
f	印鑑証明書（登録がある場合。発行日から 3 か月以内のもの）	正本 1 部	—
g	法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の各納税証明書	正本 1 部	—
h	事業計画書（当該団体の指定申請書提出日の属する事業年度のもの）	正本 1 部	—
i	貸借対照表（過去 3 か年分）	正本 1 部	—
j	損益計算書（過去 3 か年分）	正本 1 部	—
事業計画書		正本 1 部、副本 14 部	様式 5 - 1 ~ 様式 5 - 5
事業計画書概要版		正本 1 部、副本 14 部	様式 6
収支計画書		正本 1 部、副本 14 部	様式 7
収支予算書		正本 1 部、副本 14 部	様式 8
プレゼンテーション用資料		正本 1 部、副本 14 部	任意様式
共同事業体協定書兼委任状※共同事業体で応募する場合		正本 1 部	様式 12

## 9 経費に関する事項

### (1) 指定管理業務に要する経費

#### ① 経費の支払い

市は、別途締結する協定書に基づき、令和 9 年度から令和 11 年度までの複数年度にわたる経費として予算措置を行い、会計年度ごと（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日）に指定管理料を支払います。指定管理者の提案する金額が指定管理料になるわけではなく、市の予算の範囲内で協議し決定します。

選定時に事業計画書等で提案された指定管理料の金額から変更する場合には市と指定管理者で協議することとします。

なお、収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還は求めないものとします。

## ② 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

## ③ 市が支払う経費に含まれるもの

- a 人件費
- b 事務費
- c 施設管理費
- d 備品購入費、消耗品費
- e その他、協議の上、事業遂行上必要と認められる経費

## (2) 指定管理業務会計の収入として見込まれるもの

### ① 指定管理料

② 使用料収入※実費相当額（スポーツ保険、おやつ代、昼食提供等）にかかる収入は除く。

## (3) 指定管理料について

指定管理料予定価格（令和9年度～令和11年度）については、1,366,000,000円とします。

なお、本金額は令和8年度当初予算を基礎とし、利用見込み、人件費及び物価動向等を勘案して算定したものです。

また、支援児童加配職員の人件費及び放課後児童支援員のキャリアアップ処遇改善に要する経費については、別途、補助金として交付します。当該補助金の交付にあたっては、市が別に定める要綱等に基づき、毎年度、市と協議の上、予算の範囲内で交付額を決定するものとします。

ただし、支援児童加配職員の人件費について、補助金として交付する場合においては、当該経費相当額について、指定管理料との重複が生じないように、市と協議の上、必要に応じて指定管理料を調整（減額を含む。）することがあります。

## 10 リスクへの対応

指定管理期間中の主なリスク負担については、業務仕様書別表3「リスク分担表」の負担区分によるものとし、それ以外のリスク負担については、別途協議を行います。

## 11 指定管理者の候補者の選定

木津川市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を開催し、プレゼンテーションを実施します。プレゼンテーション終了後、委員会において別紙「評価基準表」に基づき評価します。

その後、委員会の選定結果を踏まえ、市において指定管理者の候補者を決定し、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を経て指定管理者として指定します。

なお、指定後、市と指定管理者は管理運営に関する協定書を締結します。

## 12 指定管理者との覚書の締結

市と指定管理者は、業務を行う上で必要となる詳細事項について協議を行い、協定書に基づき覚書を締結します。

### 13 モニタリング及び事業評価に関する事項

#### (1) 事業報告書の提出

指定管理者は事業報告（月次、年間等）を作成し、市に提出します。書式は、市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。

#### (2) アンケート等の実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告するものとします。

#### (3) 市が行うモニタリングに関する事項（目標管理型評価書等）

市は、指定期間中に、業務内容、成果を把握し、利用者サービスの向上に努めるため、指定管理業務について、目標管理型評価書によるモニタリングを行います。評価項目・評価指標は、業務仕様書別紙のとおりですが、指定後、協議により、毎年度の評価項目と評価指標を協定書締結の際に定めま

す。  
なお、業務遂行状況の確認と評価の実施後、指定管理者の業務が業務仕様書等に定められた基準を満たしていないと判断した場合、市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう、通知や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

### 14 遵守すべき関係法令等

- ・ 地方自治法
- ・ 児童福祉法
- ・ 木津川市放課後児童クラブ条例、同条例施行規則
- ・ 木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 木津川市個人情報の保護に関する法律施行条例、同条例施行規則
- ・ 木津川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、同条例施行規則
- ・ その他関係法令（子どもの安全・権利に関する法令、労務関係、施設・安全管理等）

### 15 業務の引継ぎ

指定管理者は、業務開始に当たり、市及び現に当該業務を実施している者から、必要な引継ぎを受けるものとします。引継ぎに際しては、市が立ち会うものとし、引継ぎの完了については書面により確認します。引継ぎの時期及び方法については、別途指示します。

また、指定期間の終了に当たっては、次期指定管理者等に対し、円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

### 16 その他

#### (1) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合、またはそのおそれが生じた場合には、市は、指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができるとします。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合には、市は、指定管理者の指定の取り消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命

じることができるものとします。

(2) 指定が取り消された場合の賠償

上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は市に生じた損害を賠償するものとします。

(3) 不可抗力による場合

不可抗力など市又は指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合は、市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の指定の取り消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

(4) その他

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び指定管理者双方が誠意をもって協議するものとします。

## 17 注意事項

(1) 応募者は、申請書の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。

(2) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。

(3) 提出された書類の内容を変更することはできません。(軽微なものを除く。)

(4) 応募者は、委員会の委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。

(5) 応募者一団体に付き、提案は一案とします。

(6) 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(7) 応募書類は、情報公開請求対象文書となります。

(8) 市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。

(9) 応募者の提出する書類の著作権は、応募者に帰属します。本市は応募者の提出書類の全部又は一部を無償使用できるものとします。

(10) 応募書類の内容については、必要に応じ関係機関へ照会する場合があります。

(11) 選定結果の公表に際して、応募者名及び採点結果を公表します。

(12) 書類提出後に応募を辞退する場合は、公の施設の指定管理者指定辞退書(様式11)を提出してください。

(13) 指定管理者の指定の取消し又は業務の停止が行われた場合において、指定管理者又は指定管理者の候補者に損害が生じても、本市はその賠償の責めを負いません。

(14) 本件に係る議会の議決が得られなかった場合又は予算が成立しない場合は、指定管理者の指定又は協定書の締結を行いませんので、十分留意の上応募してください。なお、この場合において、応募者が本業務に応募するために支出した費用(準備行為を含む。)及び提供した知見等に対する対価については、一切補償しません。

## 18 資料提出・問い合わせ先

木津川市 こども未来部 こども未来課 児童育成係

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110-9

Tel: 0774-75-1229(ダイヤルイン)

Fax: 0774-72-0553

E-mail : [kodomo@city.kizugawa.lg.jp](mailto:kodomo@city.kizugawa.lg.jp)

(参考資料)

1. 児童クラブ児童数・職員数等 (令和8年4月1日時点)

名 称	児童数 (人)	支援員数 (人)	単位数
木津児童クラブ	81	10	2
相楽児童クラブ	93	11	2
高の原児童クラブ	81	7	2
木津川台児童クラブ	65	8	1
相楽台児童クラブ	103	10	2
梅美台児童クラブ	140	14	3
州見台児童クラブ	168	14	3
城山台児童クラブ	495	39	11 (3施設)
南加茂台児童クラブ	21	6	1
加茂児童クラブ	54	6	1
恭仁児童クラブ	10	3	1
上狛児童クラブ	31	4	1
棚倉児童クラブ	34	6	1
計	1,376	138	31

※支援員数の任用日数内訳 (令和8年4月1日時点)

役職	主任	指導員					指導補助員				
		⑤	④	③	②	①	⑤	④	③	②	①
任用日数	⑤	⑤	④	③	②	①	⑤	④	③	②	①
木津	3	1	0	4	0	0	2	0	0	0	0
相楽	3	2	0	4	2	0	0	0	0	0	0
高の原	2	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0
木津川台	2	2	1	2	0	0	0	0	1	0	0
相楽台	3	2	0	2	1	0	2	0	0	0	0
梅美台	4	3	0	3	2	0	1	0	0	1	0
州見台	4	2	0	5	0	0	1	0	2	0	0
城山台1号館	3	5	0	1	0	0	1	0	1	0	0
城山台2号館	6	3	0	2	0	0	3	0	2	0	0
城山台3号館	4	2	1	3	0	0	0	0	1	1	0
南加茂台	2	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0
加茂	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0
恭仁	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
上狛	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
棚倉	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0
小計	43	26	5	36	6	1	10	0	9	2	0
合計	138										